

町有財産の貸付に係る公募型プロポーザル方式実施公告

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、海士町財務規則（昭和 4 1 年 3 月 3 1 日海士町規則第 5 号）第 8 3 条の規定により、次の通り公告します。

令和 7 年 10 月 14 日

海士町長 大江 和彦

1. 貸付の目的

海士町では地域内で事業を展開したい民間事業者等が増えている一方で、その事業を行うための拠点となる場が不足している。そこで海士町が所有する空き家を活用し、民間事業者等の柔軟な発想により地域の活性化につながる事業を展開できるよう支援することを目的とする。

2. 貸付の概要

(1) 貸付内容

「町有財産の貸付に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

(2) 貸付期間

本契約締結後から 5 年間

(3) 貸付料金

貸付料金は無料とする

3. その他

詳細については「町有財産の貸付に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

<提出先>

〒684-0403

島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

海士町役場環境整備課 担当：吉本

TEL：08514-2-1826